九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

郭沫若著「李白与杜甫」の「关于杜甫」について

安東, 俊六
岐阜大学教育学部 : 助教授

https://doi.org/10.15017/9814

出版情報：中国文学論集. 4, pp.164-169, 1974-05-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：

書評

郭沫若著「李白与杜甫」の「关于杜甫」について

安東俊六

文化大革命期の沈黙を最初に破って本書が刊行されたとき、本書は興奮にも似た異常な関心をもって迎えられた。それは、文化大革命中に「破四旧」や「反動的学術権威打倒」などのスローガンのもとに次々と批判・否定された学術研究が、今後いかなる方向をたどるのかという、尽きない関心によるものであった。殊に、著者郭沫若氏は、文化大革命の渦中において、劇的な自己批判を行って衝撃を与えた人であっただけに、弥増しに注目を集め、みなこぞって、この大学者が、文化大革命中に学者に集中された数々の批判をいかなる形で消化吸収し、自己批判後の研究をいかなる形で結実させたかをさぐりとろうとしたのであった。しかし、その期待があまりにも大きすぎたためであろうけれども、本書の問題点の設定の仕方は、本書の劈頭に掲げる毛主席語録の立場をほぼ生のまま踏襲したものであって、それは必ずしもわれわれに満足のいく解答ではなかった。またそれは、本書を貫く人民性を問うという視点が、李白と杜甫の文学を論ずる場合の視点としてもっとも適切なものであるかどうかの検討を経て採用されたものではなく、むしろ視点のほうが先行して、この視点によって李白と杜甫とを見るとどうなるかという、いわばわが国ではあまり採られない方法であったことにもよる。こうした方法論の違いは、当然のことながら、自ら我々とは、論究の重点の置きどころの違いを生み、ある種の論証では多少無用もしくは冗長ではないかと思わせるし、又逆に言及が足りないのではないかと思われる点も多く生じている。しかしこれらについてここで論ずることは避けたい。すでにこれらの点については、森瀬寿三『書評・郭沫若著「李白と杜甫」』（野草八号）。寛久美子『書評・郭沫若「李白与杜甫」』（中国文学報第二十三冊）。入谷仙介「郭沫若先生の杜甫観」（野草十号）他の言及があって、これで充分であると考えるからであり、これ以上にこの点について言及することは、もはや、視点を異にするものであれば当然持ちうる異論を披歴することにほかならないのであって、それもわが国における研究の常識の域を出ない浅学の力では、無意味に近いと考えるからである。

したがってここでは、本書が試みた多くの考証に啓発されて、本書が引用する二篇の詩について疑問を提出してみたい。その

第一は、「自京赴奉先県詠懐」詩がいつ作られたかという疑問であり、第二は、「秋日夔府詠懐」詩における解釈上の疑問である。念のためにことわっておかなければならないのは、私の力をもっては疑問の指摘が「关于李白」に及べなかったことであり、私がここにとりあげた「关于杜甫」に引用される二篇の詩も、論述の上で鍵を握るといった重要ないみをもつ詩ではないということである。したがって毛を吹くの感をまぬがれがたいのではあるけれども、しかし、第一の点は、杜甫の「自注」の信憑性と王洙本「杜工部集」の性格とに関連する問題を含むものであり、第二の点は、本書における着眼としては最も斬新で興味ある、杜甫の仏教信仰の問題とかかわるものであるから、あえてここにとりあげて検討を加えてみることにした。

一

郭沫若氏は、杜甫の解褐の官を太子右衛率府胃曹参軍とする（平装本「李白与杜甫」一六〇頁）。これは「新唐書」の説を採用したものであって、郭氏はあえて、こんにちわれわれがほぼ常識的に採用している「自注」の太子右衛率府兵曹参軍の説を採らない。周知のとおり、いわゆる「自注」なるものは、杜甫が自らほどこしたものと伝えられる注記のことであって、一九五七年に上海の商務印書館が覆製した、杜甫の集の諸本の祖である北宋の王洙の編纂になる「宋本杜工部集」（以下宋本という）に、すでに双行のわり注として見られるものである。「兵曹参軍」の注記は、宋本巻九・「官定後戯贈」詩の題下に、「時免河西尉為右衛率府兵曹」と見えるもので、従来これを杜甫が自ら注記したものとみて、起家の官をいう場合の根拠としてきたのである。いうまでもなく、郭氏がこの「自注」を疑ってあえて採用しようとしないのは據るところがあってのことにちがいないが、残念ながら、その判断の根拠となった資料は提示されていない。

ところで、いまここの場合、「自注」・「新唐書」どちらの説を採用すべきか、その判定は一応置くとしても、いわゆる「自注」なるものがはたして本当に自注であるのかどうかを原点にたちかえって疑ってみることには、私も多大の興味を覚える。そしてこの「自注」の信憑性を究明することは、杜甫の研究をすすめるうえに必須の底本たるべき「宋本」の性格を考えるにあたっても、重要な意味をもつものであると考えられる。

「自注」なるものを詳細に検討してみるとき、その中に明らかに自注でないものが混入していることは、「大雲寺賛公房」詩（宋本巻一）の題下に「同作四首、其二在別巻」とあることや、「述懐」詩（宋本巻二）の題下に「此已下自賊中竄帰鳳翔作」とあることなどが物語るとおりであって、郭氏が「自注」に疑いを懐かれたのも領けることがある。しかし、「兵曹参軍」という自注に疑いの目を向けられた郭氏は、そのすぐ後に引用される「自京赴奉先県詠懐」詩（平装本一六一頁―一六二頁）の「自注」についても疑いを懐かれるべきではなかったであろうか。この詩の注記は、「官定後戯贈」詩の「自注」より更に多くの問題を含んでいるように私には思われる。

「宋本」の覆製を企画遂行された張元済氏の「宋本」の跋によれば、「宋本」の巻一は、王琪本を汲古閣毛氏が影写した版本に依ったものである。とすると、宋本巻一に収録される「自

京赴奉先県詠懐」詩の題下の「天宝十四載十一月初作」という注記は、疑ってみるならば、杜甫の自注だと考えられるほかに、王洙（もしくは偽托した別人）の注記あるいは王琪の注記の、この二つの場合も考えられるわけである。結論を先に言えば、この「天宝十四載十一月初作」という注記は、断定するに足る資料には欠けるけれども、杜甫の自注であるというよりも、むしろ後二者の注記のいずれかである可能性をより確率高くもつように思われる。というのは、自注とみなすにはあまりにも否定的な要素がいくつか指摘できるからである。

その第一の点は、製作年月を記したこの注記の特異さに関しての疑問である。「宋本」における題下の注記を一覧してみるに、製作年月を注記する詩はわずかに四首しかない。就中三首の詩はともに巻一に収録された古体詩であって、しかもこれらの詩は、(A)「自京赴奉先県詠懐」詩を先頭に、(B)「白水県崔少府十九翁高斎」詩、(C)「三川観水漲」詩の順序に並んでいる。このように注記をほどこした詩が三篇並んでいるということは、ある示唆を含んでいないであろうか。

三首の詩の注記を並記すれば、――

(A) 天宝十四載十一月初作

(B) 天宝十五載五月作

(C) 天宝十五年七月中避寇時作

「載」が「年」に改められたのは乾元元年であって、何故に(C)詩の注記が天宝十五年という初歩的な誤りをしているのかよく分らないけれども、それはともかくも、三つの注記は、天宝十四載と天宝十五載とである。杜甫が、もし例外的に、天宝十四載から十五載にかけて詩に製作年月を注記したと仮定してみるならば、この時期の作になる他の詩にも製作年月を注記したものがあってよさそうである。ところがそうした詩は一首もなく、注記はあくまでもこの巻一に並列する三首の詩にかぎられている。これは、偶然というにはあまりにも偶然すぎる不自然な現象ではなかろうか。またいま、この三つの注記を、今一つの製作年月を記す「揚旗」詩（宋本巻五）の注記と比較してみるとき、その注記の性格にははなはだしい差異がみとめられる。「二年夏六月、成都尹鄭公置酒高堂、観騎士試新旗幟」という「揚旗」詩の注記は、（広徳）二年六月（厳）鄭公（武）が成都府の堂に宴を催し、その列に連った杜甫が、騎兵が新しい旗幟を試用するのを見たという、作者でもなければ説明の及ばない特殊な詩作の情況を記したものであって、これは自注とみなすに充分納得のいく内容を含んでいる。ところで一方、先掲の三つの注記はどうであるかといえば、他の多くの詩を差置いてまで殊更に製作年月を注記しておく必然をこの三首の詩の内容が含んでいないばかりでなく、(C)詩の注記に至っては、製作年月と「避寇時作」とを並記しているけれども、却ってそれは重複にすぎて、作者がほどこす注記としてはむしろくどすぎるのではなかろうか。これが第一の疑うべき点である。

第二は、「自京赴奉先県詠懐」詩の詩の内容から生じる疑問である。この詩は、「杜陵有布衣」の詠い出しに始まる五十韻の長篇詩である。前半の十六韻は、年老いてなお隠棲するでもなく、愚かにも古の賢人に己が身を比して不浄の官界に入ろうとする杜甫の自画像的表白である。続いて旅中の叙述に入り、

そこでは同時に、麗山の温泉宮に繰広げられる奢侈三昧な天子と高級官僚達の遊びが、批判を含みつつ詳細に語られる。後半部は、困難な旅を凌いでやっと奉先県に着くと、愛しい幼子は栄養失調で亡くなったところ、親としての至らなさに愧じつつ、そのなげきは失業と遠征とに苦しむ世の人々への思いへとおし広げられていく。先づ自らを「布衣」・無官であると詠い出すこの詩は、詠い出しから末尾まで「杜陵の布衣」が主語であって、役人になって云々といったふうな主語の転換はみられない。もし仮りに、この詩が太子右衛率府兵曹参軍に任ぜられた後に作られたものであって、前半の部分が全面的に回想的叙述であるならば、詩の途中に主語の転換が当然あるべきである。しかしこの詩をごく素直に読むかぎり、それはない。とすれば、太子右衛率府兵曹参軍に任ぜられた後の詩が、なぜ「布衣」の語で詠い出されるのであろうか。なるほど郭沫若氏も指摘されているように、杜甫は太子右衛率府兵曹参軍の官に満足しなかったらしい。杜甫が展開した執拗なまでの就職運動の仕方や、彼自身進士の落第者でありながら、当時の明経科や進士科の及第者のごく普通の起家の官である県尉を拒んでいる事実などから察するに、杜甫ははじめから清資官による起家をねらっていたと考えられる。その杜甫にとってみれば、太子右衛率府兵曹参軍は不足な官であったに相違ない。しかし、いかに不満足な官職であったにせよ、仕官の後に自らを「布衣」の臣と称することはありえない。これが第二の疑問に思う点である。ただしかし、この第二の点については、もう一つはっきりしない点がある。というのは、詩中の「生常に租税を免れ、名は征伐に隷せず」という表現がみえることである。この方面の知識に乏しいために、租税や兵役を免れる身分・階級がどのような範囲に及んだのかわかりかねるが、「唐大詔令集」などを調べてみても、官に就くと租税・兵役が免ぜられるとは見えない。また新旧唐書によって当時の人々の伝記を調べてみても、自ら求めて節度使の幕下に加って戦場に赴いたり、任ぜられて軍職に就いた記録はみえるけれども、兵役に応じて軍に従った例はみられない。したがってこうした免除は、杜甫が「常」にと詠うごとく、士族階級に暗黙のうちに許された特権ではなかったかと思われる。

以上右に掲げた二つの疑問点は、あくまでも疑問の余地があることを物語るものであって、断定するに足る説得力を持たない。しかしこの両者を考え合せてみるとき、両者は相乗的に作用して、「天宝十四載十一月初作」という注記は、自注とは縁遠いものに思われてくる。むしろこの注記は、王洙に偽托した後世の注記者かあるいは王琪かいずれかの注記であって、王洙が「自京赴奉先県詠懐」詩を太子右衛率府兵曹参軍に任ぜられた直後の作「去矣行」のすぐあとに配していることから、それを受けて「天宝十四載」の作とみなし、詩の内容から「十一月初」をわり出して注記したのではなかろうか。続く二首の詩に全く同様の注記をほどこしたのも、王洙の編次を肯定するための所業ではなかったろうか。私は、「自京赴奉先県詠懐」詩は天宝十三載の作だと考えている。

二

「杜甫的宗教信仰」の章は、なるほど筧氏がすでに指摘した

ように、黒川氏の研究などが不問に付されているばかりでなく、論述が図式的できわめてきめが粗いことも否めない。しかし、杜甫における儒・仏・道、殊に仏・道についてこれほどに論及したものは、私の知るかぎり、まれであるように思われる。その意味で、この章は本書におけるもっとも興味ある部分であると言えよう。

ところで、この章を読んで先づ気づくことは、この章が他の章と論究の方法が異なることである。つまり、他の章では、杜甫が詩中に言っていることがらに対して必ずその反証を提示し、反証の方がより事実に近いことを強調して結論を導こうとする。ところがこの章では、杜甫が詩に詠うことがあまりにも事実としてあつかわれ、果してそれが文字づらだけのことではないかと疑って、その点を吟味してみる周到さに欠けている。ことが思想・宗教信仰に係る問題だけに、他の章で行った史的事実の考証などよりも、更に緻密な検証がなされなければならないはずである。ところが事実は全く逆になっている。この章にこうした吟味を欠いたことは、結果として、杜甫の仏教理解の仕方を誤認することになったように私には思われる。

杜甫は「〝詩聖〟と称するよりも、むしろ〝詩仏〟と称するほうが妥当ではないか」といって、この章は結ばれている。〝詩聖〟とか〝詩仏〟とか言った呼称に拘泥する必要もないが、杜甫を一言で蔽うのに。詩仏〟というのは必ずしも当を得たものではない。杜甫の内的精神生活において、仏教はそれほどに絶対的な位置を占めていないからである。たしかに、郭氏が列挙された十四例の詩句にみられるように、杜甫の詩には求仏の願いが切々と詠われている。そしてこれらの詩句を見るならば、経典を博覧していたであろうことも容易にうかがえる。しかし杜甫がいかに経典を博覧し、詩に仏語を多用して求仏の願いを切々と詠っているとしても、そのことがそのまま、仏教が杜甫の内的精神生活における血であり肉であったという証左にはなりえない。願望は所詮願望にすぎないのであって、願望をくり返し詠うその回数の多寡は、そのまま内的深さを測る尺度とはなりえないのである。

杜甫の求仏の願いは、現実の自己に深く根ざしたものではなく、願望に終始したようである。そのことは列挙された十四例の詩句からもうかがえる。ここに例示された詩はほぼ十余年間にわたっているが、その内容にはとりたてて言うに足る進歩の跡は全く見えない。たしかに、仏寺に出入りしたり、法話を聞いたりするたびに、たえず求仏の念を呼び起こしている。しかし、「未だ妻子を割く能はざるも、宅を卜して前峰に近づかん」（「謁真諦寺禅師」詩）の句にみられるように、出家という形骸的な行為をあたかも求仏の最大要件であるかのごとくに考えて、それに拘泥している。杜甫のこうした求仏の態度は、自ら帰依したことを詩に詠う南宗禅の立場とはおよそ縁遠いものである。まして、「僧宝よりもなお敬虔に仏道を求めた人」のものとは考えがたいものである。

杜甫の求仏の態度をこのように把握するとき、郭沫若氏の「秋日夔府詠懐」詩の「勇猛為心極　清羸任体孱」の解釈にはいささかの疑問を懐く。氏はこの両句を「心から煩悩をすっかり除かねばならない。体はよしんば衰老残廃しようともかまわな

い。」（平装本一九二頁）と解釈されるが、果してそうであろうか。この一百韻に及ぶ長篇の排律の脚韻は、「広韻」でいえば通用の「先」・「仙」韻であって、上掲の句の脚韻の字「孱」は「仙」韻である。いま「仙」韻の「孱」字の字義を考えてみるに、「前漢書」張耳伝の「吾王屏王也」に顔師古は注して「音士連反」といい、孟康の注「冀州人謂懦弱為孱」を引いている。「大広益会玉篇」や「集韻」などの韻書の注記が、「仙」韻「孱」字に、「懦弱兒」とか「冀州人謂懦弱曰孱」とかいうのも、これを襲ってのことである。こうしてみると、「仙」韻「孱」字は、懦弱つまり心がふるいたたないよわよわしさの意であって郭氏が解釈するような「衰老残廃」といった強い語気を「孱」字はもたない。また杜甫が「孱」字を懦弱の意に用いていることは、他の詩中のいま一つの「孱」字の用例を見ても明らかである。「信に甘んず孱懦に嬰るを　独り凍餒の泊るのみにあらず」（「石櫃閣」詩）という「孱懦」の語を用いるのがそれである。この詩は同谷から成都に向う途次で作ったもので、この両句は、転地養生の意味をも含んで成都に向うことを述べた部分である。「孱懦に嬰る」とは当時のすぐれぬ健康状態を言ったものである。当時杜甫は瘧疾におかされていた。発作をおこして熱や悪寒に悩まされたようである。しかし天下の険路を旅して成都に向っているのであるから、常識的に考えても「衰老残廃」ではない。したがって「体孱」とは、夔州における詩作当時の病弱な状態を言ったものにほかならない。ちなみに、「清羸」の語は、不空訳「新翻密厳経」巻一に見える。恵琳は「一切経音義」巻三十一でこの語に注して、「案貧清羸者如苦行仙人形也。」という。清羸とは苦行に耐えて痩せ細った体をいうのであって、杜甫は己の衰えた身をこの仏教臭の濃い語によって表現したのである。このように考えるとき、「勇猛為心極、清羸任体孱」の両句は、〝勇猛心を奮いおこして求道にすすもうと思うけれども、この痩せ衰えた身は病弱なままに委ねるしかなく、（それもできずにいる）〟と解釈すべきであろう。

「清羸任体孱」を〝身はよしんば衰老残廃してもかまわない〟と解釈することによって、郭沫若氏は、杜甫の「心情が僧宝よりも敬虔である」ことを確信されるのであろう。しかしながらこの両句は、むしろそれとは全く逆の、杜甫の求仏の態度がいかに不徹底なものであったかをものがたるものではなかろうか。体が弱いので求仏の道には入れないでいるとは、はなはだこじつけがましいいいわけにすぎない。ここでもやはり、先に述べた出家の場合と同様に、病弱な肉体をおしてまで苦行に耐えなければ仏道が得られぬかのごとくに考えて、あくまでもそうし形にとらわれている。しかし、妻子がいるとか、病弱だとかいったことは、求仏の行為そのものとは直接的には無関係である。そうしたいいわけがましさの中にこそ、杜甫の求道を阻んだ根源があったのである。